

第4節 放送政策の動向

1 概要

1 これまでの取組

放送は、民主主義の基盤であり、災害情報や地域情報などの社会の基本情報の共有というソーシャル・キャピタルとしての役割を果たしてきた。

従来アナログで行われていたテレビ放送は、2012年（平成24年）3月末をもって完全デジタル化し、ハイビジョン画像の映像、データ放送の実現など、放送サービスの高度化が進展した。総務省では、ハイビジョンより高精細・高画質な4K・8K放送サービスを促進するため、放送事業者・メーカー等との連携の下、4K8K衛星放送の受信方法や4K・8Kコンテンツに関する周知広報を行うとともに、4K放送を行う事業者の認定を行うなど、全国の多くの方々に4K・8Kの躍動感と迫力のある映像で楽しんでいただけるように必要な取組を進めてきた。

また、コンテンツの海外展開は、コンテンツを通じて我が国の魅力が海外に発信されることにより、訪日外国人観光客の増加や農林水産品・地場産品などの輸出拡大といった大きな波及効果が期待できるものである。総務省では、関係省庁・機関とも連携しながら、放送コンテンツの海外展開の取組を推進してきた。

さらに、震災時に特に有用性が認識されたラジオを中心に、今後とも放送が災害情報などを国民に適切に提供できるよう、ラジオの難聴対策、送信設備の防災対策などの放送ネットワークの強靱化に資する取組を推進してきたほか、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現するため、民間放送事業者等における字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費及び生放送番組への字幕付与設備の整備費に対する助成や放送事業者の字幕放送等の普及目標値を定める「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の策定等の取組により、視聴覚障害者等向け放送の普及を促進してきたところである。

このほか、放送については、放送番組の「送り手」だけでなく「受け手」の存在も重要であることから、総務省では、特に小・中学生及び高校生を対象に放送メディアに対するリテラシーの向上に取り組んでおり、教材や教員向け授業実践パッケージ等の提供を行っている。

2 今後の課題と方向性

ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長、視聴デバイスの多様化などを背景に、視聴者の視聴スタイルが変化しテレビ離れが加速するなど、放送を取り巻く環境は大きく変化している。視聴者は情報を放送からのみならずインターネットから得ることが増え、地上テレビジョン放送の広告費は長期的には低下傾向が続く可能性があり、構造的な変化が迫られている。他方、インターネット空間においてはフェイクニュース等の問題も顕在化しており、インフォメーション・ヘルスの確保が課題となっているところ、放送は信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった役割を果たしており、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増大している。

このような状況の変化に対応して、放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点で検討するとともに、放送事業の基盤強化、放送コンテンツの流通の促進、放送ネットワークの強靱

化・耐災害性の強化等の課題に取り組む必要がある。

② デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討

総務省では、デジタル化が社会全体で急速に進展する中で、放送の将来像や放送制度の在り方について、中長期的な視点から検討するため、2021年（令和3年）11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（以下「放送制度検討会」という。）を開催している。

2022年（令和4年）8月に公表された放送制度検討会の「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（以下「第1次取りまとめ」という。）では、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、放送が、その社会的役割に対する視聴者の期待に今後も応えていくために、どのような取組を進めていくべきかという観点に基づき、検討結果が取りまとめられた^{*1}。総務省では、第1次取りまとめを踏まえて、マスメディア集中排除原則^{*2}を緩和するための省令改正^{*3}を行ったほか、一の放送対象地域において複数の特定地上基幹放送事業者が中継局設備を共同で利用することを可能とすることなどの措置を講ずることを内容とする放送法・電波法の一部改正（令和5年法律第40号）を行った。

中継局設備の共同利用については、その実現に向け、2023年（令和5年）12月に全国協議会の発足を始めとして全国各地においても地域協議会の立ち上げを進め、共同利用実現に向けたロードマップの作成、関係者の役割分担、各地域での中継局更新計画の策定・実行の在り方の3点について検討を進めている。

また、2023年（令和5年）10月には放送制度検討会で「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」（以下「第2次取りまとめ」という。）を公表した。第2次取りまとめは、「衛星放送及びケーブルテレビ」、「放送用の周波数の有効利用」、「放送の真実性の確保」、「民間事業者の情報開示の在り方」等の課題についての提言に加えて、①小規模中継局等のブロードバンド等（ケーブルテレビ、光ファイバ等）による代替可能性、②NHKのインターネット配信の在り方、③放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方及び④NHKの「放送業界に係るプラットフォーム」としての役割について専門的な検討を行った成果を取りまとめたものとなっている^{*4}。

③ 公共放送の在り方

総務省では、放送制度検討会の第1次取りまとめを踏まえ、2022年（令和4年）9月から放送制度検討会の下で「公共放送ワーキンググループ」を開催し、NHKのインターネット配信の在り方等について検討を行っている。2023年（令和5年）10月及び2024年（令和6年）2月に公表された二度の「取りまとめ」^{*5}においては、NHKが放送の二元体制の枠組みの下で、インターネッ

*1 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年（令和4年）8月5日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000236.html

*2 放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針であり、一の者が保有又は支配関係を有する基幹放送の数が制限されている。

*3 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第13号）

*4 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」（2023年（令和5年）10月18日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000269.html

*5 「公共放送ワーキンググループ取りまとめ」（2023年（令和5年）10月18日）：https://www.soumu.go.jp/main_content/000907572.pdf
「公共放送ワーキンググループ取りまとめ（第2次）」（2024年（令和6年）2月28日）：https://www.soumu.go.jp/main_content/000931107.pdf

トを通じて放送番組を視聴者に提供するという役割を果たすべく、原則として全ての放送のインターネット配信を必須業務化することが適当との結論が出された。

これらの取りまとめの結論等を踏まえ、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う中継局設備の共同利用等の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化すること等を内容とする放送法の一部を改正する法律が2024年（令和6年）5月に成立した（令和6年法律第36号。以下「改正放送法」という。）。

なお、改正放送法は、NHKがインターネットを通じた番組関連情報^{*6}の配信を自らの判断と責任において行うため、自ら業務規程を定める仕組みとなっており、その内容については、公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されたものであることなどに適合することを求めている。総務省では、公正な競争を担保する措置として実施する予定の競争評価の枠組みが円滑に機能するように、2023年（令和5年）11月より「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」を開催し、競争評価の枠組み等についての検討を進めている。

総務省では、引き続き、時代の要請に応じた公共放送の在り方について検討を行っていく。

4 放送事業の基盤強化

1 AMラジオ放送に係る取組

民間AMラジオ放送事業者が使用しているAM送信設備には設置後50年以上が経過しているものが多く、老朽化が深刻な状況となっている。こうした中、民間AMラジオ放送事業者においては、AMラジオ放送の難聴を解消することなどを目的として導入されたFM補完放送の開始によってAMとFMの両方の設備に係るコスト負担が発生しているほか、事業収入が減少傾向にあるため、AMラジオ放送設備の更新費用が経営上の課題となっている。

このような厳しい経営状況を踏まえ、民間AMラジオ放送事業者が、経営判断としてAM放送からFM放送への変更（FM転換）やFM転換を伴わないAM放送を行う中継局の廃止を行った場合の影響を検証するため、総務省では、6か月以上の期間AM局の運用休止を行うことを可能とする特例措置を設けることとし、その内容や要件、手続きについて示す「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（2023年（令和5年）3月）」を公表した。2023年（令和5年）11月に行われた放送事業者の一斉再免許の際に、特例措置の申請を受け付け、その適用が認められたAM局において、2024年（令和6年）2月以降、順次運用休止が実施されているところであり、総務省では、当該運用休止の結果を踏まえ、住民や地方自治体への影響等の検証を行う予定である。

2 衛星放送における諸課題への対応

ア 持続可能な衛星放送の将来像に係る検討

総務省は、2023年（令和5年）10月に公表された第2次取りまとめを踏まえ、衛星放送を取り巻く環境が変化する中で、衛星放送における課題を解決し、持続可能な衛星放送の将来像を描くべく、2023年（令和5年）11月、放送制度検討会の下に、新たに「衛星放送ワーキンググループ」を開催した。

「衛星放送ワーキンググループ」では、「衛星放送に係るインフラコストの低減」、「地上波代替に

^{*6} NHKが放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する情報であって、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む）をいう。

おける衛星放送の活用」、「右旋帯域の有効利用」、「衛星基幹放送の認定における通販番組の扱い」及び「災害発生時における衛星放送の活用」について、具体的・専門的な議論を行っている。

イ 4K8K衛星放送の普及に向けた取組

2018年（平成30年）12月にBS放送及び東経110度CS放送で始まった4K8K衛星放送については、2023年（令和5年）11月、総務省が新たにBS放送の右旋帯域で4K放送を行う衛星基幹放送事業者3者を認定するなど、拡充に向けた取組が進められている。

また、4K8K衛星放送を視聴することが可能な受信機等は、2024年（令和6年）3月末には累計出荷台数が約1,921万台に達しており、総務省では、更なる普及に向けて、その特徴である超高精細映像の魅力の訴求や受信環境整備の促進に放送事業者、メーカー、関係団体等との連携の下、取り組んでいる。

今後は、「衛星放送ワーキンググループ」における右旋帯域の有効利用（4K放送の普及）の議論を通じて、映像符号化方式の高度化に対応することも念頭に、4K放送の充実に向けた帯域の有効活用の在り方について検討を行うなど、引き続き、より一層の4K8K衛星放送の拡充・普及に向けて取り組むこととしている。

5 放送コンテンツ制作・流通の促進

1 放送コンテンツの制作・流通の促進

ア 放送コンテンツなどの効果的なネット配信に関する取組

放送制度検討会の第1次取りまとめにおいて、ローカル局をはじめとする放送事業者の設備負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要であると言及されている。

こうした環境を整備する観点からは、放送事業者によるコンテンツの制作の促進に加え、そうしたコンテンツがより幅広く視聴されるよう、放送やインターネット上における流通の一層の促進が重要となると考えられる。特に、地域情報の発信において、今後ローカル放送局には大きな役割が期待されている。

インターネット動画配信サービスの伸長や視聴スタイルの多様化など放送を取り巻く環境が変化中、放送がこれまで果たしてきた社会基盤としての役割を引き続き果たし続けるためには、放送波に限らず、インターネットにおける多様なプラットフォームの活用促進によって、我が国の放送コンテンツが国内外で広く流通することが重要であると考えられる。

このような考えの下、放送制度検討会の下に開催される会合として、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」を2022年（令和4年）12月より開催し、インターネット時代における、放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方について、関係事業者等の協力を得つつ検討を行っている。

検討の第1次取りまとめにおいては、「視聴者がインターネット経由で放送コンテンツを容易に視聴できる環境の早期実現のため、まずは、インターネットに接続するテレビ受信機において、複数のインターネット配信プラットフォームが連携し、当該プラットフォームが配信する放送コンテンツの一覧性が確保される入口（仮想的なプラットフォーム）からの適切な導線の実現に向けて、視聴者にとっての利便性という観点からも、容易に放送コンテンツを視聴できる表示・操作性について、放送事業者や様々な関係者共同による枠組みにおける検討・検証を官民が連携して行うこと

が必要である。その際、視聴者の視点（視聴実態、視聴の仕方や上記取組みに対する理解など）に留意し、また、ローカル局が提供する地域情報等の放送コンテンツに地域の視聴者等が到達しやすい仕組みに配慮する必要がある。」と一定の結論を得たところである。

イ 放送分野の視聴データ活用とプライバシー保護の在り方

インターネットに接続されたテレビ受信機などから放送番組の視聴履歴などを収集・分析すれば、例えば、地域ごとの視聴者のきめ細かい視聴ニーズに寄り添った番組制作や災害情報の提供などに有効に活用することが可能となる一方で、個々の視聴者の政治信条や病歴のようなセンシティブな個人情報を推知することなども技術的には可能となってしまうという課題がある。

総務省では、放送分野の個人情報保護について、放送の公共性に鑑み、動画共有サイトの閲覧履歴などにも適用される個人情報保護法令上の最低限のルールに加え、放送受信者等の個人情報を取り扱うすべての者が遵守すべき放送分野固有のルールを「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」で定め、累次の改正を行ってきた（直近の改正は2024年（令和6年）4月の改正個人情報保護法施行規則の施行を踏まえたもの）。また、2021年（令和3年）4月から「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を開催し、データ利活用とプライバシー保護のバランスのとれたルール形成の観点から、放送に伴い収集される視聴履歴などの取扱いに関するルールの在り方に加えて、放送コンテンツのネット配信における配信履歴などの取扱いに関するルールの在り方についても検討を行っている。

ウ 放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化

スマートデバイスの普及などに伴う視聴環境の変化を踏まえ、放送事業者は、放送番組のインターネットでの同時配信等（同時配信、追っかけ配信及び見逃し配信をいう。以下同じ。）の取組を進めている。これは、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の確保などの観点から重要な取組となっている。一方で、放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されており、同時配信等にあたって著作権等の処理ができないことにより「フタかぶせ」が生じる場合があるなど、権利処理上の課題が存在しており、同時配信等を推進するに当たっては、著作物等をより迅速かつ円滑に利用できる環境を整備する必要があった。

そこで、総務省において、同時配信等に係る権利処理の円滑化に向け、著作権法（昭和45年法律第48号）を所管する文化庁とともに関係者から意見を聴取するなど、制度改正の方向性を検討した結果、令和3年通常国会で著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が成立し、当該円滑化に関する措置が講じられた。改正後、2022年（令和4年）4月には民放5系列揃っての同時配信が実現するなど、本格化しつつある同時配信等について、権利処理の動向を注視しながら、更なる円滑化に向けた検討を行っている。

エ 放送コンテンツの適正な製作取引の推進

総務省では、放送コンテンツ分野における製作環境の改善及び製作意欲の向上などを図る観点から、有識者などで構成される「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」を開催し、同会議での議論などに基づき、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第7版）（以下「ガイドライン」という。）を策定し、放送事業者及び番組製作会社に対して、

放送コンテンツの製作取引の適正化を促す取組を進めている。

具体的には、放送コンテンツの製作取引の状況を把握するため、定期的にアンケート調査を実施するとともに、ガイドラインの遵守状況について放送事業者及び番組製作会社に対してヒアリングを行うなどの実態把握を進め、発覚した問題点について下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第4条に基づく指導などを行うほか、ガイドラインの周知・啓発のための講習会を開催し、製作取引に関する個別具体的な問題について弁護士に無料で相談できる窓口「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」を開設している。

2 放送コンテンツの海外展開

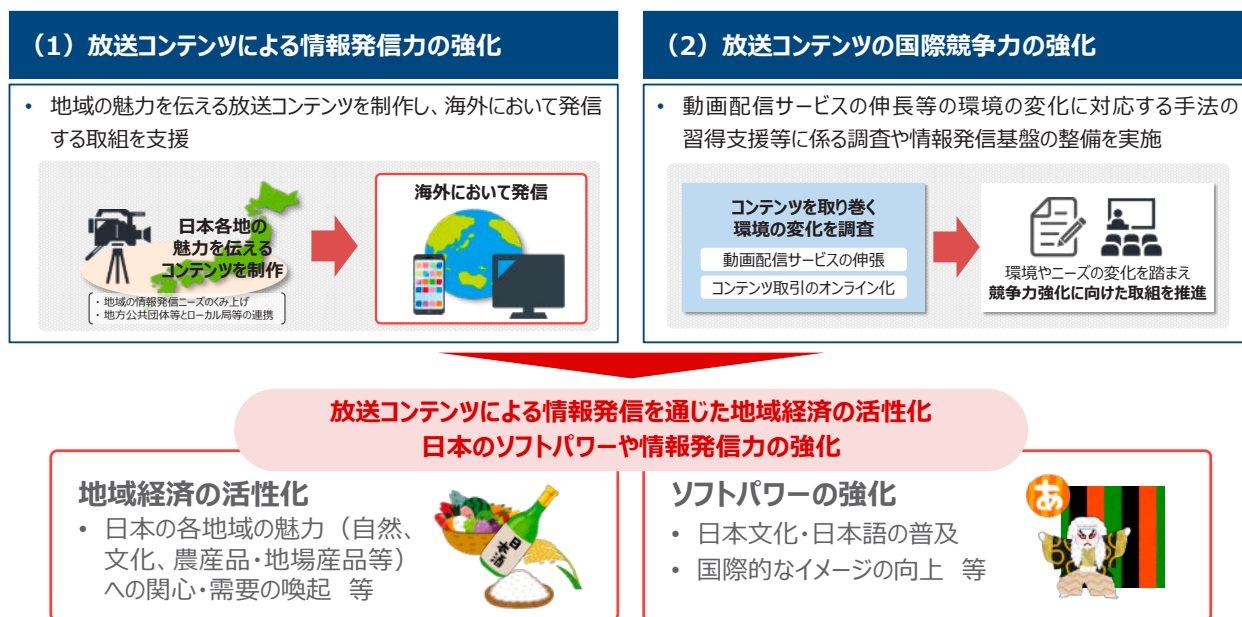
動画配信サービスの伸張等によって国境を越えたコンテンツの流通が進んでおり、我が国でも海外のコンテンツの存在感が高まりつつある。このような状況の中、我が国のコンテンツ産業が発展していくためには、世界を視野に入れて質の高いコンテンツを制作し、海外展開を積極的に図ることで拡大する市場の成長を取り込んでいく必要がある。

また、コンテンツの海外展開は、日本の魅力を海外に伝え、我が国の自然・文化への関心を高めることにつながり、訪日外国人観光客の増加や農林水産品・地場産品の販路拡大などの経済的な効果が見込まれるだけでなく、我が国に対するイメージ向上にも寄与し、ソフトパワーの強化が期待されるなど、外交的な観点からも極めて重要である。

総務省では、放送コンテンツの海外展開を推進する「一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構」（BEAJ（ビージェイ））や関係省庁・機関などとも連携しながら、日本の放送事業者等が地方自治体等と連携し、日本の地域の魅力を発信する放送コンテンツを制作して海外の放送局等を通じて発信する取組を継続的に支援している。また、2023年（令和5年）10月のMIPCOM（フランス・カンヌ）及びTIFFCOM（東京）、同年12月のATF（シンガポール）などのコンテンツ国際見本市においては、我が国のコンテンツを広く海外展開していく契機とするため、官民が連携してセミナーを開催するなどのPR活動を実施したところである。2023年度（令和5年度）からは、海外展開に積極的に取り組む放送事業者や制作会社等との連携の下、海外事業者に対して日本の放送コンテンツの情報を発信するオンライン共通基盤の構築を実施し、運用・改修を進めている。

こうした取組等も含め、2025年度（令和7年度）までに海外売上高を1.5倍（対2020年度（令和2年度）比）に増加させることを目標に、コンテンツの海外展開を引き続き推進していく（図表Ⅱ-2-4-1）。

図表Ⅱ-2-4-1 放送コンテンツの海外展開の推進



6 視聴覚障害者等向け放送の普及促進

視聴覚障害者等がテレビジョン放送を通じて円滑に情報を入手することを可能にするため、総務省は字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定める「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を2018年（平成30年）2月に策定し、放送事業者の自主的な取組を促している。また、2022年（令和4年）11月から有識者、障害者団体、放送事業者等から構成される「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」において、直近の字幕放送等の実績や技術動向等を踏まえ、この指針の見直しをはじめ、視聴覚障害者等向け放送の充実に関する施策について議論が行われ、2023年（令和5年）8月に報告書が取りまとめられた。当該報告書を基に、2023年（令和5年）10月に同指針を改定した。現在はこの指針に基づき、各放送事業者において取組が進められている。

また、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づき、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費に対する助成を行っている。また、生放送番組への字幕付与には多くの人手とコストがかかることに加え、特殊な技能を有する人材等を必要とすることから、2020年度（令和2年度）からは、最先端のICTを活用したシステムを含む生放送番組への字幕付与に係る機器の整備費に対する助成も行っている。

7 放送ネットワークの強靱化、耐災害性の強化

1 ケーブルネットワーク等の光化

総務省では、災害時に放送による確実かつ安定的な情報伝達の確保を図る観点からケーブルテレビネットワーク及び辺地共聴施設の光化等に対する支援として、2023年度（令和5年度）補正予算及び2024年度（令和6年度）当初予算において、「ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業」を実施している（図表Ⅱ-2-4-2）。令和5年度補正予算より、新たに財政力指

数要件を緩和したほか、ケーブルテレビ事業者による共聴施設のサービスエリア化や共聴施設単独の光化、民間事業者等である「承継事業者」が市町村の所有する既に光化されているケーブルテレビネットワークの譲渡を受けて整備を行う場合について支援できるように措置を行っている。また、2024年（令和6年）1月に発生した能登半島地震により被害を受けたケーブルテレビの復旧について、災害復旧事業の補助率を引き上げるなどの支援を行っている。

図表Ⅱ-2-4-2 ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業

事業イメージ

○事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者（承継事業者）を含む。)

○補助対象地域

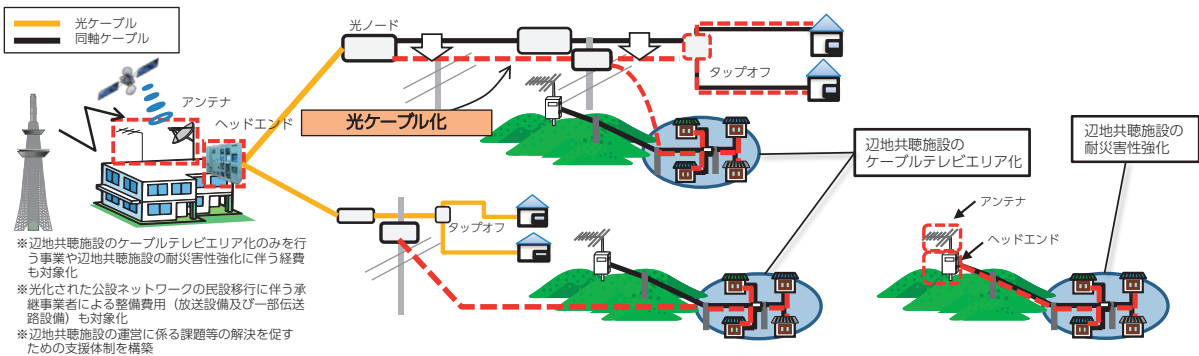
以下の①～③のいずれも満たす地域
①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
②条件不利地域
③財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域

○補助率

(1)市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）：1/2
※財政力指数0.5超0.8以下の自治体は1/3
※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3
(2)第三セクター（承継事業者）：1/3

○補助対象経費（下図の赤点線部分）

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
※光化と同時に行う辺地共聴施設（同軸ケーブル）のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。



2 放送事業者などの取組の支援

総務省では、放送ネットワークの強靱化に向けた放送事業者や地方自治体などの取組を支援するため、2024年度（令和6年度）当初予算において、「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業及び地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）」（図表Ⅱ-2-4-3）や、「民放ラジオ難聴解消支援事業」及び「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」を実施している。

図表Ⅱ-2-4-3 放送ネットワーク整備支援事業

- 放送ネットワーク整備支援事業は、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、以下の整備費用の一部を補助することにより、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するもの。

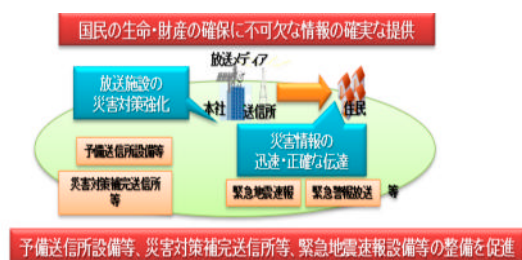
- ① ラジオ・テレビの新規整備に係る予備送信所設備、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等
- ② ケーブルテレビ幹線の2ルート化等

補助率

- 地方公共団体(※)：1／2
 - 第三セクター(※)、民間放送事業者等(①に限る)：1／3
- ※②についてはこれらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。

事業名称・イメージ

①地上基幹放送ネットワーク整備事業



②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

